

国立大学法人一橋大学（以下「本学」という。）は、既に一橋大学研究教育憲章を定め、本学における研究活動はそれを基本として行ってきた。

しかしながら、昨今、研究上の不正行為が国内外の研究機関で生じ、研究者や研究機関の社会的な信用を失墜させるとともに、学術研究の発展を阻害するおそれが生じている。

このような状況に鑑み、本学はこのたび、研究活動のさらなる発展のため、以下の行動規範を定めるものである。

本学の教職員、学生その他本学において研究活動を行う全ての者は、以下の行動規範を遵守し、本規範の趣旨に沿って誠実に行動しなければならない。

1. 研究活動において、研究倫理、関係法令及び通知並びに本学が定める規則等の遵守を徹底し、捏造、改ざん、盗用等の不正行為を厳に行ってはならず、またこれに加担してはならない。また、研究データや資料等の適切な管理及び保存により研究環境を整備し、研究成果の信頼性を確保することにより、不正行為の発生を未然に防止し、疑義が発生した場合は適切に対応しなければならない。
2. 不正行為があった場合は是正しなければならない。また、不正行為が現に行われ、若しくは、行われたことを知った時は、それを放置してはならない。
3. 研究活動に伴う守秘義務を厳守し、研究活動の過程において知り得た個人情報や関係法令及び本学が定める規則等に基づき適切に保護しなければならない。また、研究活動等を通じて得られた知的財産や機密情報等の有形・無形の資産を適切に保持及び活用しなければならない。
4. 研究活動において、個人の人格と自由を尊重し、その属性及び思想信条による差別をしてはならない。また、研究上の立場を利用したハラスメントを行ってはならない。
5. 本学の研究活動における研究費が社会から負託されたものであることを自覚し、研究費の使用に当たり、関連の法令及び通知並びに本学が定める規則等を遵守しなければならない。
6. 研究活動において、産官学連携に伴う利益相反の発生に十分留意しなければならない。